

◇本体から設置壁までの離隔距離寸法（mm）

	A	B	C	D	E	F	G
内装制限告示で定めた 可燃物燃焼水平距離	300※4	424※4	300	300	498	500	380※2

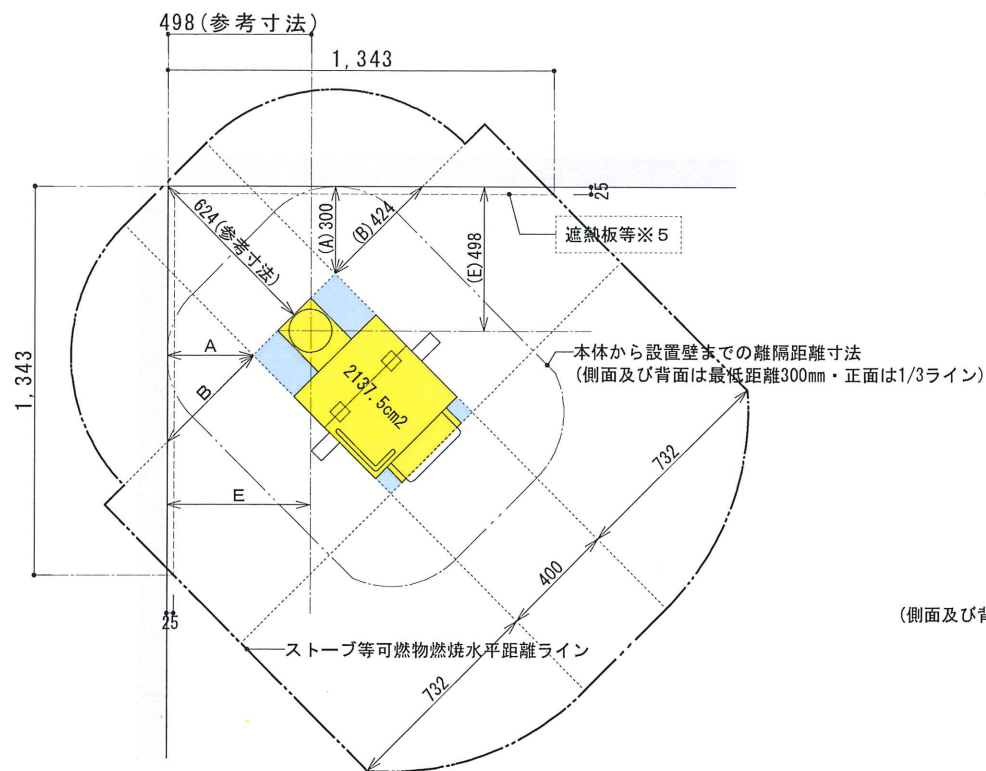
※1：本体離隔距離と煙突離隔距離を比較して最大値を採用すること

※2：表記の数値は二重煙突を使用した場合に限る

※3：本体離隔距離はAとBを比較して最大値を採用すること

※4：壁面に対して45°の角度で設置した場合の距離

※5：遮熱板とストーブ等可燃物燃焼部分の壁との距離は2.5cm以上とること



平面図

